

ともに力をあわせてつくるまち 山口

協働のまちづくりは進んでいる？ 条例の評価は？ 見直しは？

《仮称》協働推進プランの策定

《仮称》山口市まちづくり基本条例制定

議会の可決！

庁内検討組織

条例仕上げ

条例素案づくり

課題の整理と解決に向けて

ゆるやかな関係づくり

- 最終目標**
- 条例案提言
 - 最終案完成
 - フォーラム開催

- まちづくり基本条例の原則
- ① 内容が十分記述されていてみんながわかる
 - ② 自治の関係者に十分身につけている
 - ③ 実効性が十分担保され、使える条例

- 一次目標**
- 9回 ■ 1次案完成
 - 条文の検証

- 8回 ■ 条文づくり
- 項目ごとに文章を整える

- 7回 ■ 柱立ての確認
- 課題解決につながっているかを検証
 - 盛り込む内容を箇条書き

- 6回 ■ 条例の柱立て
- 盛り込みたい項目を洗い出し、柱立ての検討

- 5回 ■ 条例の理念の整理
- 委員の伝えたいメッセージを確認（前文に反映）

- 4回 ■ 課題解決に向けて
- 解決に向けて必要な事や各々の主体の役割を検討

- 3回 ■ まちづくりの課題の整理
- まちづくりの課題とその原因を探る

自主勉強会

- 2回 ■ まちづくりへの思いを出し合う
- 運営方法の確認 ○ まちづくりへの思いの整理

- 1回 (7/19) ■ 市民会議スタート
- 正副会長選出 ○ 基本条例の意義 ○ 今後の進め方

7月

3月

2月

H20
1月

12月

11月

10月

9月

8月

7月

プロセス検討会

パブリック
コメント

まちづくり審議会

議会

パブリック
コメント

まちづくり審議会

柱立てまでは、相当厳しいスケジュールが予想されます！

自主勉強会：新しい公共を作っていくためには、現状の公共を知ることから・・・2日間程度の講座が必要と考えます。（非公開・委員限定・任意参加）

自主勉強会メニュー《予定》

- 法令・条例とは
- 財政状況
- まちづくりの取り組み（総合計画）
- 行政改革の取り組みと行政のしくみ
- 市民参加・参画・協働の現状
- 各地域（旧4町）の歴史、現状、課題
- コミュニティ組織、市民活動の現状
- 骨太のまちづくりに向けて
- 生涯現役社会に向けて
- 各地の条例

8/8・9 ○ 新しい公共とまちづくり基本条例

8/9 ○ 市民会議懇親会

山口市協働のまちづくり市民会議

《特徴》市民がつくるはじめての条例！（24名中20名が公募委員）
市民と行政の新しい関わり方（協働）のスタート！

条例制定は住民自治のスタート地点です！

『豊かな心の人々のまち』『みんなが主体的に関わり、みんなが主人公のまち』『まちを誇りに思い、大切にしたいと思うまち』『元気が育めるまち』（市民委員自己紹介シートより）委員のイメージしているまちに具体的に動き始めているでしょうか？どのように検証していけばよいのでしょうか？

運営方法

運営

正副会長・事務局でプロセス検討会を市民会議終了後に開催し、活発な会議のためにプログラム等を協議し、市民会議に提示します。

会議方法

- 全体会議、分科会、グループ討議、アンケート、宿題など条例づくりのための積み上げに必要と思われる各種の手法を用います。
- 全体会議の内容は即興記録（FG）を行い内容を共有していきます。
- 必要に応じて勉強会を開催します。

広報

- 広く市民に市民会議の様子を伝えて行くために、かわら版を作成します。
- 詳細の会議録は市のホームページで公開します。

ルール

- 委員が心がけるルールを定めます。
- 自由な発言のために！
 - 徹底した議論のために！
 - 発言機会の公平性のために！
 - 目的に向けた合意形成のために！

役割分担

正副会長

活発な会議運営のために、会議の運営方法協議、行政との調整、情報収集・提供を主体的に行う。

自治会長

地域の活性化を推進していくための条例づくりに向けて、具体的な地域課題の情報提供を主体的に行う。

市民委員

山口のよりよいまちづくりに向けて、各々の強みを生かして主体的に会議に参加する。

事務局（山口市協働推進課）

自らの市民の視点を大切にし、活発な会議運営のための支援者として、会議の調整・内容の整理、情報提供、庁内の調整等を行う。

市民会議

『ともに力をあわせてつくる山口』に向けての基本ルールである条例素案の提言と市民へのメッセージ

- これまでとは違う方法での条例づくりであり、見本・手本はどこにもありません。
- 環境も考え方も違うメンバーが、誰もが暮らしやすい山口をめざして、お互いを尊重し、活発な議論で積み上げる市民主体のプロセスが財産です。
- 委員の創造力とチームワーク、次世代への愛情こそが条例の価値となります。